

埼玉県旅券事務交付金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 県は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年埼玉県条例第 61 号）に規定する事務のうち、旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）に基づく事務（以下「旅券事務」という。）の処理に要する経費等について、予算の範囲内で、市町村に対し、埼玉県旅券事務交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(交付金の種類)

第 2 条 交付金の種類は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 一般交付金 旅券事務を移譲した年度以降に毎年度、通常の事務処理に要する経費に対して交付する交付金

(2) 特別交付金

(ア) 旅券事務の移譲前に、IC 旅券データ確認端末機その他事務の受入れに必要な備品の購入に要する経費に対して交付する交付金（以下、「移譲前特別交付金」という。）

(イ) 旅券事務の移譲後に、配置後 5 年を経過する IC 旅券データ確認端末機の更新に要する経費に対して交付する交付金（以下、「移譲後特別交付金」という。）

(一般交付金の額)

第 3 条 一般交付金の額は、次条の規定により算出して得た均等割額及び人口割額の合計額とする。

2 均等割額及び人口割額に 1,000 円未満の端数がある場合において、その端数が 500 円以上であるときはこれを 1,000 円に切り上げ、500 円未満であるときはこれを切り捨てるものとする。

(均等割額等の算定)

第 4 条 均等割額及び人口割額は、それぞれ次の算式により算定するものとする。

種 類	算 式
均等割額	$\text{単価} \times \text{移譲可能市町村における年間交付件数} \times 0.1 \div \text{移譲可能市町村の数}$
人口割額	$\text{単価} \times \text{移譲可能市町村における年間交付件数} \times 0.9 \times \frac{\text{当該市町村の人口}}{\text{移譲可能市町村の人口}}$

(算定に用いる数値及び用語の意義)

第 5 条 前条の規定による交付金の算定に用いる数値及び用語の意義

は、別表のとおりとする。

（特別交付金の額）

第 6 条 移譲前特別交付金の額は、60 万円を超えない範囲内で知事が定める額とする。

- 2 移譲後特別交付金の額は、配置後 5 年を経過する I C 旅券データ確認端末機の更新に要する経費の 1 / 2 について 20 万円を超えない範囲内で知事が定める額とする。経費の 1 / 2 の額に 1 , 0 0 0 円未満の端数がある場合においては、これを切り捨てるものとする。

（特別交付金の交付申請）

第 7 条 特別交付金を受けようとする市町村の長は、様式第 1 号の「埼玉県旅券事務交付金（特別交付金）交付申請書」により知事に申請するものとする。

- 2 移譲後特別交付金については、前回申請から 5 年を経過するまでは申請できないものとする。

（交付金の交付）

第 8 条 知事は、一般交付金について、市町村ごとに交付金の額を決定し、交付するものとする。

- 2 知事は、前条の規定による特別交付金の交付の申請があった場合において、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付金の額を決定し、交付するものとする。

（特別交付金の充当報告）

第 9 条 前条第 2 項の規定による特別交付金の交付を受けた市町村の長は、交付金の充当の状況について、様式第 2 号の「埼玉県旅券事務交付金（特別交付金）充当報告書」（以下「充当報告書」という。）により知事に報告しなければならない。

- 2 充当報告書の提出時期は、交付事業の完了後 30 日以内又は交付年度の 3 月 20 日のいずれか早い期日までとする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 1 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は 令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は 令和 4 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は 令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は 令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

区 分	数 値 及 び 用 語 の 意 義
単 価	毎年度知事が予算で定める額
年間交付件数	一般交付金を交付する年度の 4 年度前から 2 年度前までの 3 年間ににおける移譲可能市町村に係る一般旅券の新規発給（記載事項変更旅券及び残存有効期間同一旅券を含む、以下同じ。）、記載事項訂正及び査証欄増補の交付件数を 3 で除した数
移譲可能市町村	旅券事務の移譲を受けようとすれば受けられる市町村
人 口	一般交付金を交付する年度の前々年度の 1 月 1 日現在における住民基本台帳人口

備 考

- 1 「一般交付金を交付する年度の 4 年度前から 2 年度前までの 3 年間」とは、たとえば、平成 1 9 年度の一般交付金の交付については、平成 1 5 年度から平成 1 7 年度までの 3 年間をいう。
- 2 一般旅券の新規発給、記載事項訂正及び査証欄増補の交付件数については、実績値によることができない場合は、推計値とする。
- 3 「一般交付金を交付する年度の前々年度の 1 月 1 日」とは、たとえば、平成 2 7 年度の一般交付金の交付については、平成 2 6 年 1 月 1 日をいう。

様式第1号（第7条関係）

年度埼玉県旅券事務交付金（特別交付金）交付申請書

第 号
年 月 日

(宛 先)

埼 玉 県 知 事

市 町 村 長

埼玉県旅券事務交付金（特別交付金）の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 千円

2 経費の内訳 (単位：円)

購入物品	金額
IC旅券データ確認端末機	
	合計 ≧ (交付申請額)

(添付資料)

購入物品に係る見積書(写し)等

※移譲後特別交付金を申請する際は、当該端末機が配置から5年経過したことを示す資料（備品台帳の写し等）

様式第2号（第9条関係）

年度埼玉県旅券事務交付金（特別交付金）充当報告書

第 号
年 月 日

(宛 先)

埼 玉 県 知 事

市 町 村 長

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった
年度埼玉県旅券事務交付金（特別交付金）について、下記の
とおり報告します。

記

1 交付決定額 _____ 千円

2 充 当 額 _____ 千円

3 経費の内訳 (単位：円)

購入物品	金額
IC旅券データ確認端末機	
	合計 ≧ (交付決定額)

(添付資料)

購入物品に係る納品書(写し)、領収書(写し)等